

# **喜多地区パーム油バイオマス発電所計画**

**これまでのメールによる喜多地区環境保全委員会と  
舞鶴市との質疑応答内容の確認**

**令和2年6月13日**

**舞鶴市**

## 【質問①】

経済波及効果の算定方法とインプットしたデータを知りたい。経済効果は政策判断のために必要なはずで、後付けで算出するものではなく、何を根拠にパーム油火力発電所を誘致したかわからない。

## 【回答】

経済波及効果は、説明資料15ページに記載のとおり、20年間で366億円と試算しています。これは、(株)価値総合研究所から出されている「経済波及効果算定ツール」(木質バイオマス発電)で、舞鶴市の産業連関表が組み込まれた自動計算ツールを用いて算出しています。木質バイオマスの燃料は国内調達がメインですが、このツールでは燃料を海外調達に設定できますので、算定手法については適切であると考えます。

経済波及効果は、オリンピックなど大規模イベント等では発表されることはありますが、自治体における産業振興の場合は、経済効果の算定手法として全国的に確立された方法はなく、市の政策判断のための必要条件には含んでおりません。企業立地の場合は、一般的に、固定資産投下額、雇用人数、市税収入を効果として測っています。

計算ツールに入力するためのインプット情報は、企業情報のため非開示とさせていただきます。

## 【質問②】

FIT認定は、舞鶴グリーン・イニシアティブスが、平成29年2月20日に取得している。説明資料では、MGIの設立は平成30年7月18日なので矛盾するのではないか。

また、平成29年10月に、FIT認定を有している3社が、当該用地で府による比較評価をされていると記載があるが、3社とも同じ場所でFIT認定を受けていたのか？

## 【回答】

平成29年2月20日の時点では、日立造船(株)が認定を取得し、舞鶴グリーン・イニシアティブス合同会社(MGI)が設立されて以降に名義を変更されています。

2017年4月の改正FIT法施行までは、一つの土地で複数の事業者がFIT認定を取得することがあり得ましたが、こうしたことが未稼働案件を大量発生させることになり、法改正に至ったものと認識しています。

法改正後は既存認定案件も対象にはなりますが、平成29年の京都府港湾用地の比較評価の際は、法改正後に提出すべき事業計画書の猶予期間のうちに行われたものと承知しています。